

土地閉鎖登記簿の電子化のお知らせ

前橋地方法務局中之条支局においては、不動産登記事務のコンピュータ化に伴って閉鎖した土地登記簿の登記用紙について、電子化作業を行いました。

これに伴い、令和8年5月11日（月）から、電子化された土地閉鎖登記簿（以下「土地閉鎖登記簿電子情報」という。）による謄抄本の作成及び閲覧の取扱いを下記のとおり行いますので、お知らせします。

記

1 土地閉鎖登記簿謄抄本等の交付事務

土地閉鎖登記簿電子情報をA4判の用紙に印刷し、証明文を付記して交付します。

2 土地閉鎖登記簿の閲覧

土地閉鎖登記簿電子情報をA4判の用紙に印刷したものを交付します。

前橋地方法務局